

平成14年8月27日

各位

会社名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 和久井 康明
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部 他
問合せ先 IR・広報部長 吉野 博明
TEL . 03 - 3277 - 3100

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成14年8月27日開催の当社取締役会において、当社第121回定時株主総会における承認決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行する件について、具体的な発行要領を以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 1,144,500株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の総数

2,289個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の発行日

平成14年10月1日

(5) 新株予約権の行使に際して払込む金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除き、また1円未満の

端数は切り上げる。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または発行日の終値(終値のない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)のどちらか高い方の金額とする。

なお、新株予約権の発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレ不動産株式会社、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、Kuraray America, Inc.、Eval Company of America、Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V.およびKuraray Specialities Europe GmbH)の12社をいう。以下同じ。)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、第121回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権付与契約書」で定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認、当社が完全子会社となる株式交換契約

書の承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社の社長の地位にあった者を除く。)が、権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を喪失し新株予約権を行使できなかった場合または新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に死亡した場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(1 0) 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

(1 1) 新株の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により新株を発行する場合における当該株式 1 株当たりの発行価額中資本に組み入れない額は、行使価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、行使価額に 0.5 を乗じ、その結果 1 円未満の端数を生ずるときはその端数を切り上げた額とする。

(1 2) 新株予約権の行使により発行された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金(商法第 2 9 3 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう)の配当起算日は、4 月 1 日から 9 月 3 0 日までに行使されたときは 4 月 1 日、1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに行使されたときは 1 0 月 1 日とする。

(1 3) 新株予約権の割当てを受ける者、その新株予約権の数およびその目的たる株式数

新株予約権 1 個につき 5 0 0 株

合計 1 , 0 2 3 名に対し、 2 , 2 8 9 個

内訳

取締役	1 8 名	3 1 0 個
監査役	4 名	4 0 個
幹部従業員	4 2 7 名	7 9 2 個
主要子会社経営幹部等	5 7 4 名	1 , 1 4 7 個
合 計	1 , 0 2 3 名	2 , 2 8 9 個

以上